

平成26年7月23日

第1回学校事務研究会

【退職手当説明資料】

- 1 退職手当の概要 (P1～P7)
- 2 退職手当の調整額計算例 (計算例1-1、1-2、2-1、2-2、2-3)
- 3 失業者の退職手当事務手続について (P1～P3)
- 4 参考資料
 - ・ 退職手当支給率表
 - ・ 退職手当の調整額区分表

1 退職手当の計算方法（概要）

1 一般の退職手当

退職手当額の計算は次の計算式による。

$$\boxed{\text{退職手当額}} = \boxed{\text{退職手当の基本額}} + \boxed{\text{退職手当の調整額（注）}}$$

(注) 退職手当の調整額は、定年・勸奨退職等の場合に加算する。普通退職は対象外。

2 退職手当の基本額

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{退職手当} \\ \text{の} \\ \text{基本額} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{最終給料月額} \\ \text{（+早期割増} \\ \text{額）注1} \\ \text{（+公災等割} \\ \text{増額）注2} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{(2)} \\ \text{支給率} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{(3)} \\ \text{教職調整額} \\ \text{に係る} \\ \text{加算額} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{(4)} \\ \text{給料の} \\ \text{調整額} \\ \text{に係る} \\ \text{加算額} \end{array}}$$

(1) 最終給料月額

職員の退職日現在の給料表上の月額であり、諸手当は含まない。また、退職日において休職、停職等により給料が減額されている場合であっても、退職手当の計算においては減額前の給料月額で計算する。

(注1) 勸奨退職等のうち定年前早期割増が適用される場合は、最終給料月額と早期割増額の合計額で計算する。

(注2) 公災割増が適用される場合は、最終給料月額と公災等割増額の合計額で計算する。

(2) 支給率

支給率は、退職事由と勤続期間に応じて決定する。（「退職手当支給率早見表」参照）

※ 平成25年1月1日付条例改正により、定年・勸奨退職等の場合は、3段階（平成25年1月1日から平成25年3月31日まで、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の経過措置を経て、平成27年4月1日から本則適用となる。

※ 普通退職の場合は、2段階（平成25年1月1日から平成25年3月31日までと、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の経過措置を経て、平成26年4月1日から本則適用となる。

(3) 教職調整額に係る加算額

退職の日に教職調整額を受給していた教員等（校長・副校長は除く。）に対して、教職調整額分の退職手当を加算する。

(4) 給料の調整額に係る加算額

特別支援学級を担任した教員、特別支援学校に勤務した教員等に対して給料の調整額を加算する。

3 退職手当の調整額

$$\boxed{\text{退職手当の調整額}} = \boxed{\text{調整額点数}} \times \boxed{\text{単価}}$$

(1) 調整額点数

退職日の属する月から起算して、その前240月（20年分）を限度とした点数の合計をいう。点数の設定は、職員の職務の級に応じて月単位で定められる。

(2) 職員の区分

職員の区分は、職務の級等を基準に、第1号区分から第6号区分まで定めている。
設定点数は「退職手当の調整額区分表」を参照

(3) 教育職給料表適用者に係る特例

主任教諭は、行政職員の主任制度より遅く平成21年度から導入された。このため、教育職員給料表の適用者のうち、教諭の期間について第6号区分より高い点数を特例ポイントとして付与する。

付与できる条件は次のとおり

- ア) 教諭については、大学卒業後の年数が12年以上（短大卒業の場合は14年以上）ある者。
- イ) 付与できる期間は、平成21年3月まで。
- ウ) 専修実習助手及び主任寄宿舎指導員は、専修実習助手または主任寄宿舎指導員に任命された月から平成21年3月まで付与できる。
- エ) 計算方法は、「退職手当の調整額計算書」参照

(4) 単価

1点につき単価1,000円を乗じた額。

(5) 除算計算

- ① 調整額の区分ごと、同じ除算の割合ごとに集計した上で行う。また、同一区分の中に1月未満の期間がある場合は、1月に切上げる。

② 除算対象となるのは、月の初日から末日まで1日も勤務しなかった月

【例】

《平成6年4月1日～平成21年3月31日（180月）…「教員特例区分」の者》

- 平成6年8月13日～平成8年3月31日 : 育児休業
- 平成20年5月10日～平成20年11月5日 : 病気休職

「退職手当の調整額」の端数の計算	
育児休業 … 19月 × 1/3 = 6月 1/3	
病気休職 … 5月 × 1/2 = 2月 1/2	
除算期間の合計（除算割合ごとに端数切上） … 7月 + 3月 = 10月	
点数の対象となる月数 … 180月 - 10月 = 170月	

4 「退職手当の基本額」の端数の計算

- (1) 「退職手当の基本額」の計算途中の端数は、そのまま計算し合算した段階で1月未満の端数を切り捨てる。(※)
- (2) 退職手当額に1円未満の端数がある場合は、円単位未満を切り捨てる。

(※) 除算月の端数処理は、基本額の計算では「切捨て」、**「退職手当の調整額」**の計算では、「切上げ」である。

2 退職区分等

	退職区分	支給要件	根拠条例	
一般の退職手当	1 定年退職	退職の日の属する年度の末日の年齢（以下「年齢」という。）が、以下の定年年齢に達して退職した場合 (1) 特別支援学校の医師 65歳 (2) 上記以外の教職員 60歳	5条 第2項 第1号	
	2 勸奨退職	準定年	年齢が以下のとおりで、定年退職日の前日までに <u>勸奨を受けて退職した場合</u> (1) 特別支援学校の医師 60歳以上 (2) 上記以外の教職員 58歳以上	5条 第2号
		高齢	勤続期間が20年以上で年齢が以下のとおりの者が、 <u>勸奨を受けて退職した場合</u> (1) 特別支援学校の医師 55歳以上60歳未満 (2) それ以外の教職員 55歳以上58歳未満	
		長期勤続	勤続期間が25年以上で年齢が50歳以上55歳未満の者が、 <u>勸奨を受けて退職した場合</u>	
		上記に該当しない幹部職員	校長、副校長及び行政職員の課長級以上の職にある者で、条例第10条第1項から第5項までの規定により計算した勤続期間が10年以上で、 <u>勸奨を受けて退職した場合</u>	
	3 普通退職	上記1、2に該当しないで、引き続き6月以上勤務し、退職した場合（自己都合退職等）	5条	
	4 普通退職（臨時的任用教職員）	産休・育休代替教職員、期限付任用教員で、引き続き6月以上勤務し、退職した場合	5条	
	5 死亡退職	死亡により退職した場合	5条	
	6 傷病退職	傷病の程度が地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害の状態にあり、職務の遂行に堪えられないと任命権者が認めて退職した場合	5条 規則第5条第2項	
	7 通勤災害死亡	通勤災害での死亡により退職した場合	5条の2	
	8 通勤災害傷病	通勤災害での傷病により退職した場合	5条の2	
9 公務災害死亡	公務災害での死亡により退職した場合	5条の2		
10 公務災害傷病	公務災害での傷病により退職した場合	5条の2		
11 整理退職	地方公務員法第28条第1項第4号の規定により退職した場合	7条		
その他	予告を受けない退職者の退職手当	30日以前に解雇予告を受けない退職者への退職手当 〔参照〕労働基準法第20条及び第21条	12条	
	失業者の退職手当	雇用保険の失業給付に相当する退職手当 〔参照〕規則第8条～第22条、雇用保険法	13条	

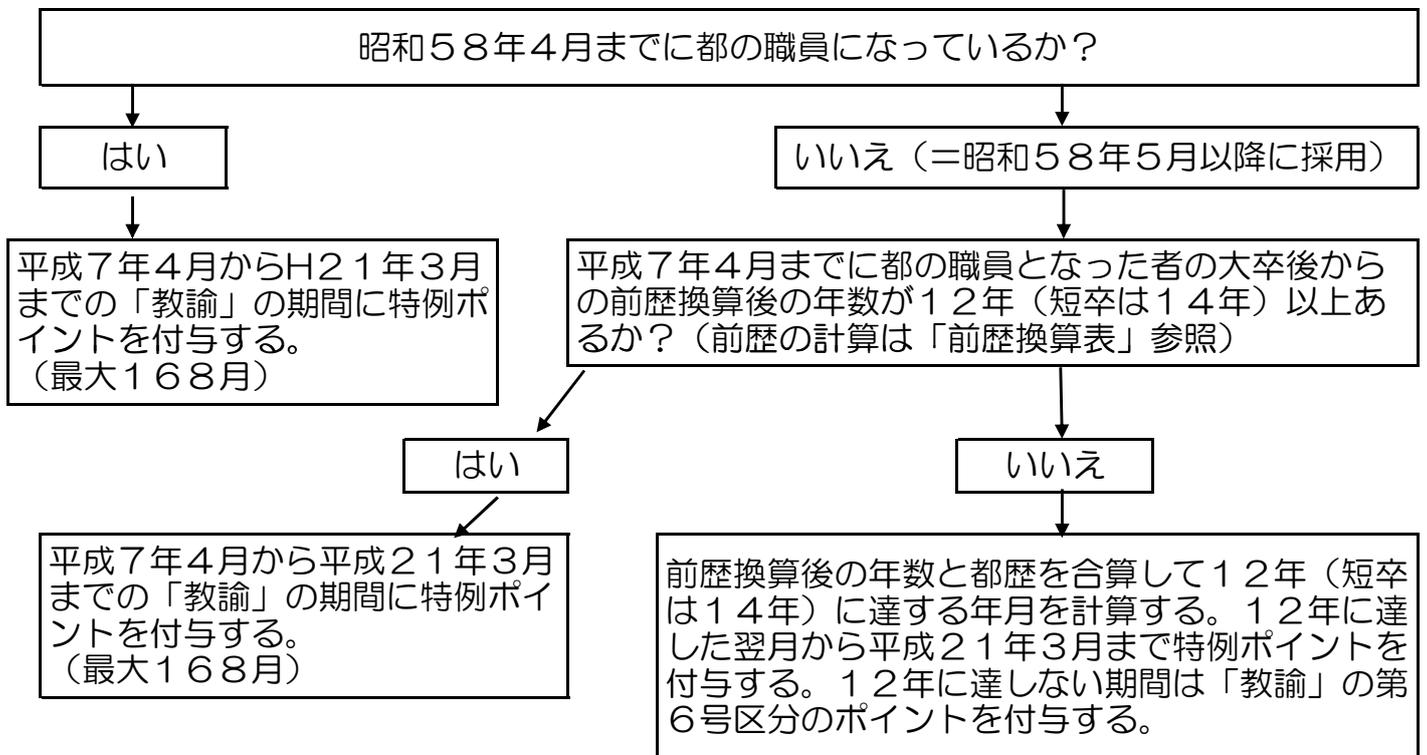
教員特例ポイントを付与するためのフローチャート

※平成27年3月31日に定年・勸奨等で退職する場合（普通退職は「退職手当の調整額」の対象外）

(1) 「退職手当の調整額」を付与できる期間は、退職前20年間(240月)であるため、付与期間は平成7年4月から平成27年3月までとなる。

(2) 「退職手当の調整額」区分表では、教諭の区分は第6号区分に該当する。教員特例は、主任教諭制度が平成21年4月から導入されたが、行政職の主任制度と比べて遅かったため、教諭の期間について6号区分より高いポイント(特例)を付与する制度である。このため教員特例を付与できる期間は、平成21年3月31日までとなっている。

(3) 教員特例を付与するには、大卒後12年間(短大卒は14年間)の年数が必要となる。(年数の計算方法は「前歴換算表」参照)平成7年4月から特例を付与するためには、都歴のみの者は、昭和58年(短卒は昭和56年)4月に採用されている必要がある。



【注意 1】

- ①平成7年5月以降の採用者は、12年(14年)に到達した翌月から特例ポイントを付与する。
- ②年数が到達するまでは、教諭の6号区分で計算する(特例ポイントは付与しない)。
- ③平成21年4月以降の「教諭」の期間は、6号区分の点数を付与する。

【注意 2】

特例制度は「教諭」に対する特例である。主任教諭以上に任用された場合は、それぞれの職務に応じたポイントを付与する。

【注意 3】

- ①「退職手当の調整額」を付与する期間中に除算がある場合は、「240月－除算月数」となる。
- ②除算する場合は職務の区分ごとに計算する。区分ごとに計算した結果に1月未満の端数が出た場合は、区分ごとに端数を1月に切上げる。

前歴換算表

区 分		有職扱	無職扱	換算率	備 考		
無 職			○	5割	経験年数10年(換算5年)を限度とする。		
学 歴	短大・大学	基準学歴の期間		/	0割	大学卒業までの4年間(留年含む) ※教員免許を取得したかどうかは無関係	
		以基準学歴外	修業年限の期間	○	5割	2回目以降の大学在学期間	
			修業年限を超える期間				○
		休学期間			○	5割	
	大学院	修業年限の期間	修了(修士2年・博士3年)	○	8割	※2回目以降の大学院については5割	
			未修了	○	5割		
		修業年限を超える期間			○	5割	留年期間
		休学期間			○	5割	
	職 歴	非常勤職員		○		5割	
		常勤職員	教育職員		○		10割
官公庁			直接関係のある職	○		10割	例) 教育委員会事務局職員、学校事務職員
			直接関係のない職	○		8割	例) 建設局職員
			単純労務職員	○		8割	例) 都における行(二)
民間企業			直接関係のある職	○		10割	例) 私立学校事務職員
	直接関係のない職	○		8割	例) 民間企業営業職		

人事給与情報課作成
「昇給事務の手引」抜粋

※1 経験年数は月単位で計算する(1日でも在職していれば1月とみなす)。

※2 前歴換算中の育休・休職・停職等は除算しない。

1 住民税残額一括徴収（毎月の給料から徴収されている分）

毎月の給料から徴収されている住民税は、前年の所得に対して課税されている。平成 25 年 1 月から 12 月までの所得に対する住民税は、平成 26 年 6 月から平成 27 年 5 月まで納めることになっているが、3 月に退職する場合、4・5 月の 2 か月分が未徴収となる。

この未徴収分について、退職手当または 3 月の給与から一括して徴収する。どちらの方法により徴収するか退職者が選択する。

納入先は、平成 26 年 1 月 1 日現在の住民票に記載されている市区町村となる。

【注意する点】

- (1) 前年の 1 月 1 日現在の住民票上の市区町村に納入するため、給与マスターカードの住民税額欄に記載されている市区町村コード及び残額を記載する。
退職手当から一括徴収する場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届書」を作成し、当該市区町村へ提出する。
- (2) 作成した「特別徴収にかかる給与所得者異動届書」の写しを退職手当係へ提出する。（原本は、納入先の市区町村へ送付する。）
- (3) 納付日は、退職手当支給日の翌月 10 日となる。（例） 4 月 22 日支給 ⇒ 5 月 10 日
- (4) 死亡退職の場合は、退職手当からは徴収できないため、遺族が別途支払う。
- (5) 前年中に休職している場合等で、給料が支給されていない者については、給料から特別徴収されていないため、原則として普通徴収する（採用後 1 年以内で退職する場合を含む）。
- (6) (5) の該当者や臨時的任用教員は、原則として普通徴収となるが、毎月の給料から特別徴収している場合や退職者が退職手当から特別徴収を希望する場合は、退職手当から特別徴収することができる。

2 退職手当に係る住民税

退職する年の 1 月 1 日現在の住民票に記載してある区市町村へ納入する。

（平成 27 年 3 月退職者の場合は、平成 27 年 1 月 1 日現在）

【注意する点】

- (1) 住民票上の住所と履歴カードの住所に相違がある場合は、「履歴事項変更届」を作成の上、市区町村教育委員会を通じて教育庁人事部へ提出する。
- (2) (1) の手続を行わないまま退職手当が支給されると、本来、納付すべき市区町村に住民税が納付されずに未払いとなる。退職手当を支給した翌月 10 日以降に、市区町村から所属校へ未納の連絡が入り、煩雑な事務処理が必要となるため、履歴の変更は必ず行うこと。
- (3) 定年退職者の退職手当内申書（以下「内申書」という。）は、事前審査の内容と 10 月初めまでの給与情報を基に電算で作成される。このため、10 月以降に住所変更の手続を行っても、内申書の住所コードは旧住所のままとなっている。この場合は、内申書の「退職年の 1 月 1 日現在の住所」欄に変更後の市区町村コード及び町名（カタカナ）、番地及び方書を追記して退職手当係へ提出する。
- (4) 退職年の 1 月 2 日以降に住所変更を行い、届け出をしない場合は、「退職手当の源泉徴収票」に旧住所が記載される。正しい住所の記載を希望する場合は、「履歴事項変更届」を提出するとともに退職手当係へその旨連絡する。

【事例：新宿太郎主任教諭の退職手当計算例】

H7.3までに大卒後12年（短大卒14年）以上の経験年数があるケース

1 履歴

○学歴 大学卒業 S55.3卒業 都歴以前の経歴 無

○在職期間 S55.4.1～H27.3.31（定年退職） 在職年数 35年

○職層 教諭 S55.4.1～H22.3.31 主任教諭 H22.4.1～H27.3.31

2 計算方法

○退職時の給料月額 415,600円（給料表 教育3級112号） ○教職調整額 16,624円

○「退職手当の調整額」（以下「ポイント」という。）の計算方法

退職前20年（240月）分を付与します。平成27年3月退職者は平成7年4月から付与します。

H7.3までに大卒後12年（短大卒14年）以上の経験年数があるので、「教諭」のポイントは第6号区分（7.5点）ではなく、特例区分（11.3点）を付与します。

教諭 H7.4～H21.3（14年）⇒ 特例11.3点×168月=1,898.4点

教諭 H21.4～H22.3（1年）⇒ 7.5点×12月=90点

主任教諭 H22.4～H27.3（5年）⇒12点×60月=720点 1,898+90+720=2,708.4点

退職時給料月額	支給率				
415,600円	Ⓐ 48.5	×	=	20,156,600円	①
教職調整額	支給率				
16,624円	Ⓐ 48.5	×	=	806,264円	②
退職手当調整額	単価				
2,708.4点	1,000円	×	=	2,708,400円	③
					①+②+③=退職手当額
					23,671,264円
退職手当額	退職所得控除額			退職所得控除後の金額	
23,671,264円	Ⓑ 18,500,000円	-	=	5,171,264円	
					勤続年数35年
					課税対象額
退職所得控除後の金額				課税退職所得金額（1,000円未満切捨）	
5,171,264円	×	1/2	=	2,585,632円 → 2,585,000円	
					課税対象額
所得税 ・ (2,585,000円 × 10% - 97,500円) × 102.1% = Ⓒ 164,381円					
住民税（以下①+②） = Ⓓ 258,500円 （100円未満切捨）					
〔 市町村民税 ・ 2,585,000円 × 6% = 155,100円 → 155,100円 ①					
〔 都道府県民税 ・ 2,585,000円 × 4% = 103,400円 → 103,400円 ②					
退職手当額	税合計額			差引支給額	
23,671,264円	Ⓒ+Ⓓ 422,881円	-	=	23,248,383円	

【事例：東京はな子主幹教諭の退職手当の計算例】

【計算例2-1】

- 1 履歴（昭和58年4月以前に採用されていないケース）
 - 学歴 大学卒業 S55.3卒業 大学院 S55.4～S56.12（中退）（21月）
無職 S57.1～S57.3（3月）
 - 前歴 民間企業 S57.4～S58.12（21月） 無職 S59.1～S61.3（27月）
非常勤講師 S61.4～H1.8（41月） 臨時的任用教員 H1.9～H2.3（7月）
 - 在職期間 H2.4.1～H27.3.31（定年退職） 在職年数25年
 - 教諭の期間 H2.4.～H18.3 主幹教諭の期間 H18.4～H27.3.31
 - 休職等 病気休職 H19.9.10～H19.12.31（3か月×1/2=1.5 ⇒ 2か月）
- 2 ポイントの計算方法

都採用 平成2年4月（平成7年3月までに経験年数12年以上を満たしていない。）
 経験年数12年に達する年月を計算します。 ⇒ 大卒以降の年数を計算する必要があります。
 大卒以降の前歴を経験年数により計算する（以下の経験年数算定表参照）と、12年に達するのは、
 平成8年7月となります。

経験年数算定表（退職手当の調整額「特例区分」計算用）

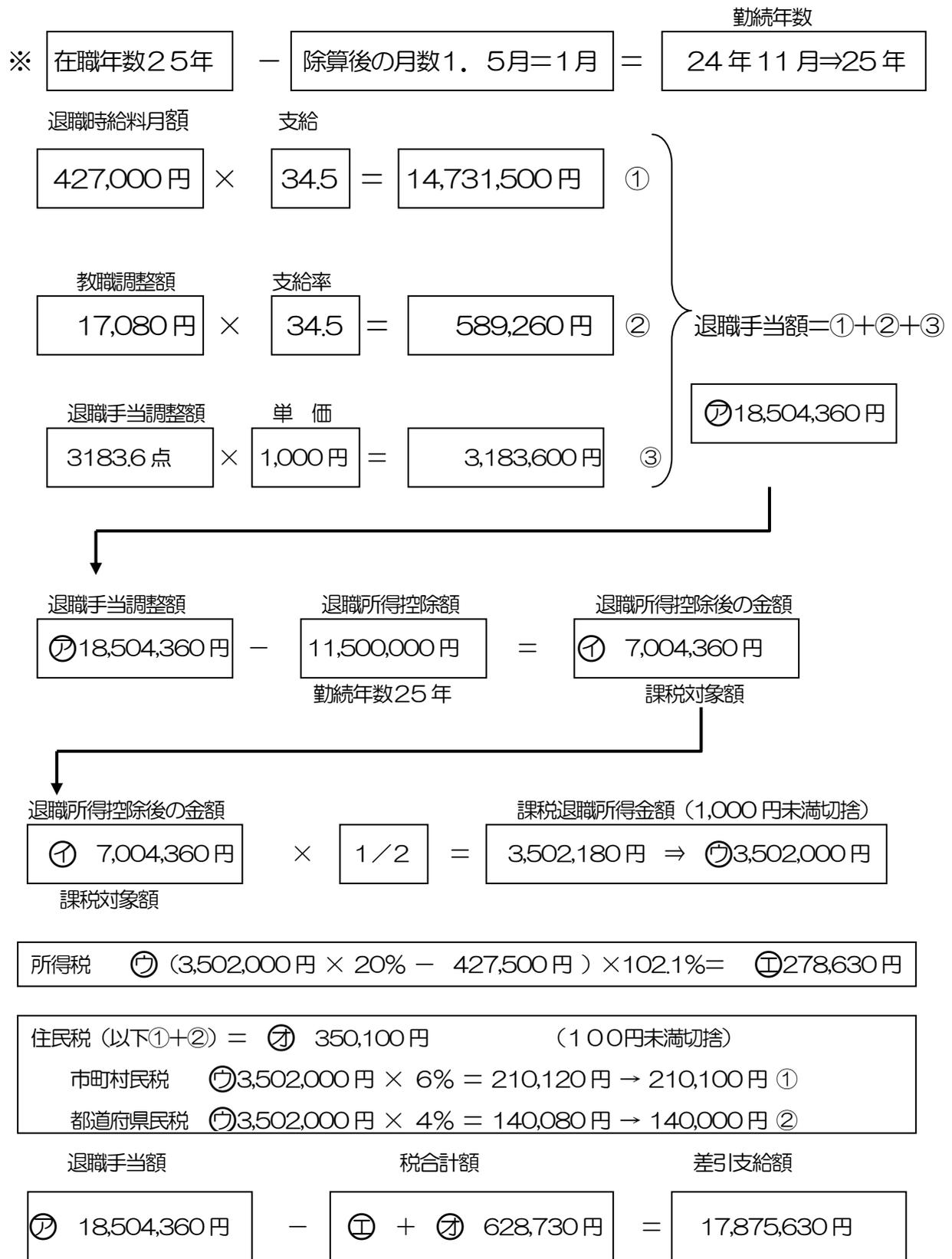
番号	大学卒業以降の期間				月数	前歴内容	区分	換算率	期間計(月)	累計(月)		
	始期		終期									
1	55年	4月	1日	56年	12月	31日	92	大学院中退	大学院（未修了）	0.5	46	46
2	57年	1月	1日	57年	3月	31日	0	無職	無職	0.5	0	46
3	57年	4月	1日	58年	12月	31日	21	民間企業（正規）	民間（その他）	0.8	16	62
4	59年	1月	1日	61年	3月	31日	0	無職	無職	0.5	0	62
5	61年	4月	1日	1年	8月	31日	0	非常勤講師（東京都）	非常勤職員	0.5	0	62
6	1年	9月	1日	2年	3月	25日	7	臨時的任用教員（他県）	教育職員	1	7	69
7	2年	4月	1日	8年	6月	30日	75	東京都教員	教育職員	1	75	144
合計										年	12	
										月	0	
										端数	0	

- ☆ 前歴を算定する場合、正規職員は8割、非常勤職員（アルバイト含む）は5割で換算します。
- ☆ 昭和58年4月以前に東京都に採用されていない場合で、大学（短大）卒業後に他県や民間企業等の就職履歴がある方は、勤務証明や年金記録等（厚生・国民年金等）による証明が原則として必要となります。ただし、前歴期間を全て5割で計算して、平成7年3月までに12年以上の経験年数があれば、証明書は不要となります（無職の期間は10年間を限度として算入できます）。
- ☆ 年金記録により証明する場合は、日本年金機構から毎年、誕生月に自宅に送付されてくるねんきん定期便のコピーを所属の事務担当者へ提出してください。
- ☆ 前歴の証明書は、履歴カードに記載されている場合に限り必要です。履歴カードの前歴欄に記載がない場合は、無職の期間として計算します。
- ☆ 勤務証明書により確認する場合は、企業や他県へ勤務証明書の発行を依頼します。所属の事務担当者を通じて学校長名で依頼しますので、所属の事務担当者へ相談してください。

- ☆ B主幹教諭のポイントの計算方法は以下のとおりとなります。

役職：教諭（6号）H7.4～H8.6（15月）×7.5=112.5点	}	合計238月 3,183.6×1,000 =3,183,600円
教諭（特例）H8.7～H18.3（117月）×11.3=1,322.1点		
主幹教諭（4号）H18.4～27.3（106月）×16.5=1,749点		
※（休職を除算）108月-2月=106月		

【事例：東京はな子主幹教諭の退職手当計算例】



【1 失業者の退職手当とは】

公務員は雇用保険に加入していません。支給された退職手当が、雇用保険を適用した場合に受け取る金額より少ない時に、その差額を支給する制度です。

【2 対象者】

勤続期間(※1)が12月以上で失業状態(※2)であり、退職手当額が雇用保険法の規定に基づき計算した失業給付に満たない退職者。

(1) 臨時的任用教職員:産休育休代替及び期限付任用

※非常勤講師は対象外

(2) 勤続期間が概ね2年以下の正規職員

(3) 懲戒免職及び失職等により退職手当を支給されない教職員

※1 勤続期間:1日も空けずに引き続き任用されている期間、月単位で数えます。

25年4月6日～26年3月25日 → 12月(つき)勤務、対象者

25年4月6日～9月28日、10月1日～26年3月25日 → 6月+6月、対象外

※2 失業状態:労働の意思及び能力があり、積極的に就職活動を行なっているにもかかわらず、職業に就くことができない状態

【3 所属が行う手続】

退職者の任用期間を確認し、失業者の退職手当の対象者に以下の書類を交付します。

(1)「申請者用 失業者の退職手当の申請(受付)について」

(2)退職票

所属担当者が作成し、退職者へ交付する。引き続き任用が予定されている場合は最終勤務校で作成し交付する。

(3)支払金口座情報登録依頼書

退職者が記入する。

(4)証明願

所轄ハローワークで証明を受けるための用紙。

(5)申請者連絡簿

退職者が記入する。

(6)【参考資料】

※(1)及び(3)～(6)はコピーして対象者に交付する。

所属から対象者に書類を交付する時には、ハローワークで証明を受けた同日に退職手当係へ提出するように指示すること。関係書類の交付以降はすべて退職者本人の手続となる。

【4 受給期間・支給日数】

失業者の退職手当の受給資格がある期間は、退職日から1年間です。

支給日数=所定給付日数-待期日数

所定給付日数…雇用保険法による

待期日数…支払われた退職手当から算定

所定給付日数

勤続期間		
12月以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
90日	120日	150日

【5 計算方法】

例：26年3月25日付退職の臨時的任用教員、28歳

25年9月から26年2月までの給与総額 ￥2,316,978

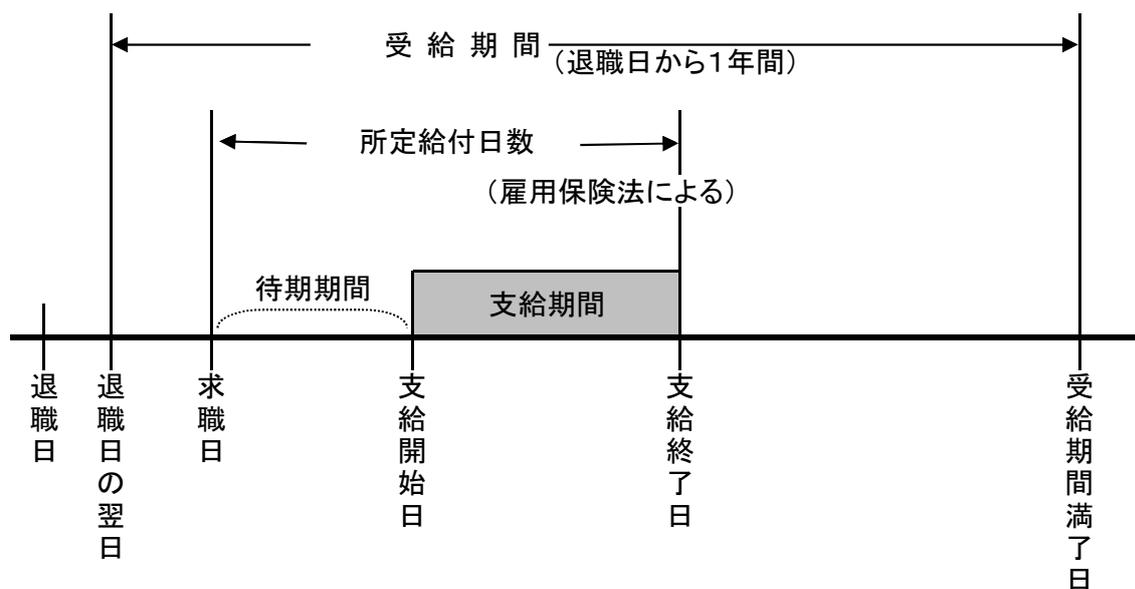
支払われた退職手当額 ￥314,080

	(例)	備 考
賃金日額	$2,316,978円 \div 180日 = 12,872$	直近の6か月の給与総額 \div 180日
基本手当日額	6,405円	毎年8月に更新される。 厚生労働省のHP参照
基準勤続期間	12月	退職手当の算定対象となった期間
所定給付日数	90日	雇用保険法による
待期日数	$314,080円 \div 6,405円 = 49(日分)$	退職手当額 \div 基本手当日額
支給日数	$90日 - 49日 = 41日$	所定給付日数 - 待期日数
給付金額	$6,405 \times 41 = 262,605円$	基本手当日額 \times 支給日数

※ 以下の場合には給付制限(3ヶ月)があります。

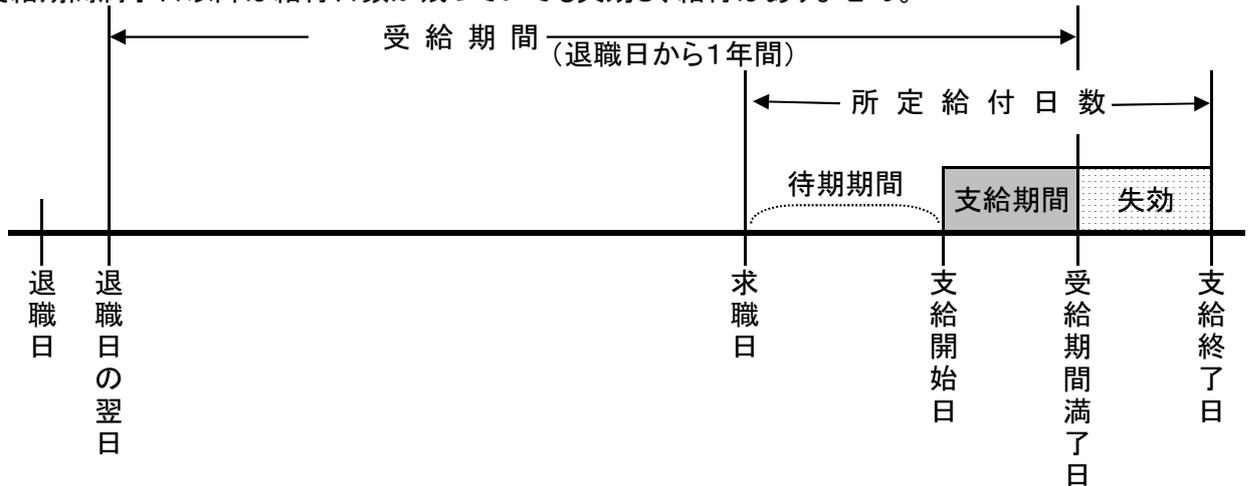
- ① 自己の都合により退職した場合
- ② 自己の責任による重大な理由により解雇された場合(懲戒免職)

(1) 臨時的任用教職員が任用終了により退職した場合



★手続が遅れてしまうと・・・

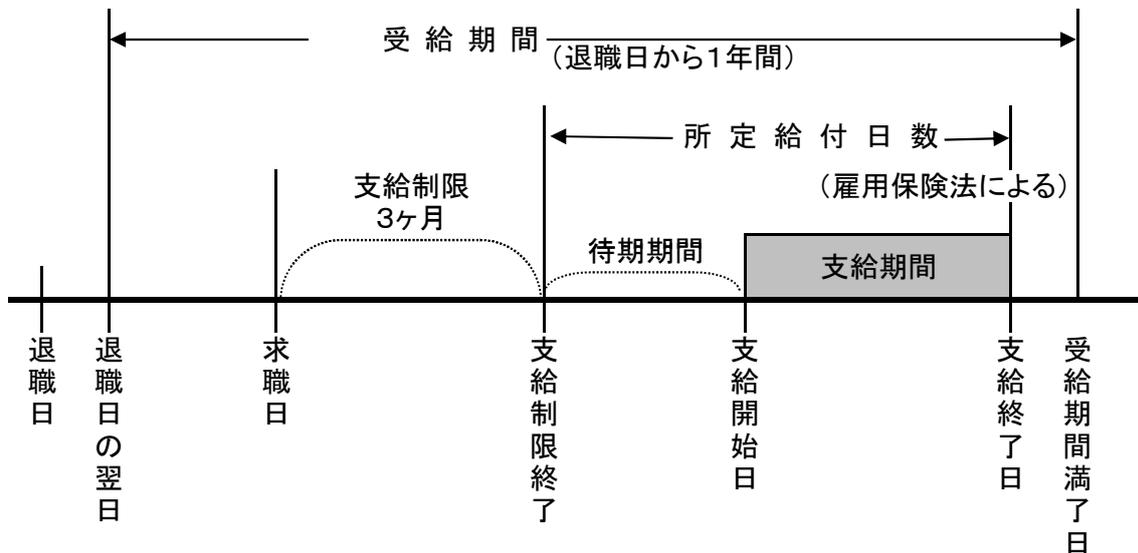
受給期間満了日以降は給付日数が残っていても失効し、給付はありません。



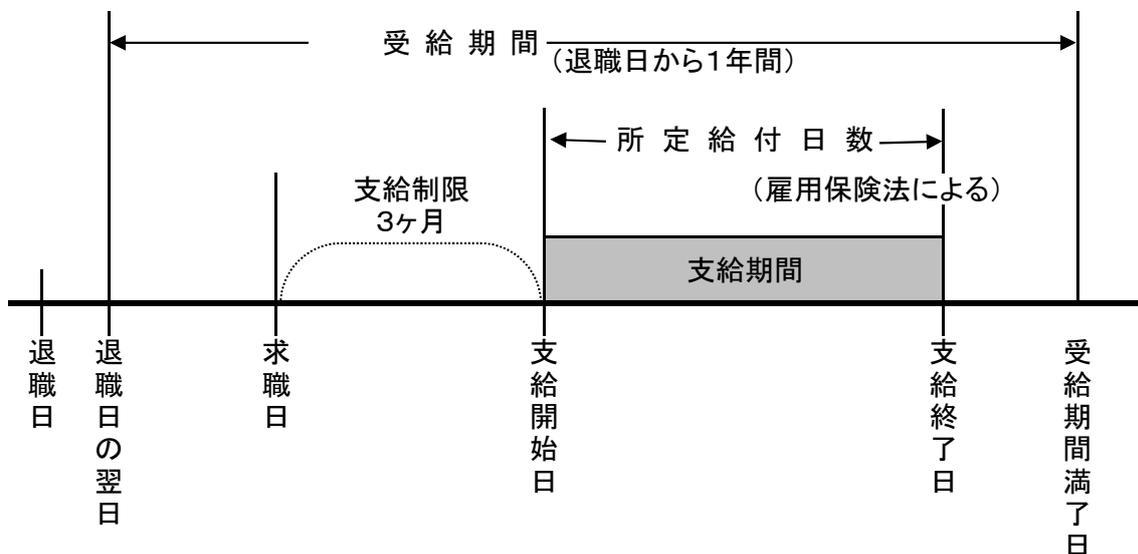
(2) 勤続期間が概ね2年以下の正規職員が退職した場合(自己都合で退職)

●注意点

3ヶ月の支給制限を経過してから、待期期間が始まります。



(3) 懲戒免職等により退職手当を支給されなかった場合



退職手当支給率表

○改正後(本則)

勤続期間	支給率	支給割合
2年	1.8	
3年	2.7	
4年	3.6	
5年	4.5	
6年	5.4	
7年	6.3	
8年	7.2	
9年	8.1	
10年	9.0	
11年	10.3	130/100
12年	11.6	
13年	12.9	
14年	14.2	
15年	15.5	160/100
16年	17.1	
17年	18.7	
18年	20.3	
19年	21.9	
20年	23.5	
21年	25.1	
22年	26.7	
23年	28.3	
24年	29.9	
25年	31.5	
26年	33.1	
27年	34.7	
28年	36.3	
29年	37.9	
30年	39.5	
31年	41.0	150/100
32年	42.5	
33年	44.0	
34年	44.5	50/100
35年	45.0	

○経過措置

勤続期間	定年・勸奨退職等 支給率		普通退職 支給率
	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで の間	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで の間	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで の間
1年	1.1	1.0	0.93
2年	2.2	2.0	1.86
3年	3.4	3.0	2.80
4年	4.6	4.1	3.73
5年	5.7	5.1	4.66
6年	6.8	6.1	5.60
7年	8.0	7.1	6.53
8年	9.2	8.2	7.46
9年	10.3	9.2	8.40
10年	11.4	10.2	9.33
11年	13.1	11.7	10.65
12年	14.6	13.1	11.96
13年	16.3	14.6	13.28
14年	17.8	16.0	14.60
15年	19.5	17.5	15.91
16年	21.3	19.2	17.48
17年	23.1	20.9	19.05
18年	24.9	22.6	20.61
19年	26.7	24.3	22.18
20年	28.5	26.0	23.75
21年	30.3	27.7	25.36
22年	32.1	29.4	26.98
23年	33.9	31.1	28.60
24年	35.7	32.8	30.21
25年	37.5	34.5	31.83
26年	39.3	36.2	33.50
27年	41.1	37.9	35.16
28年	42.9	39.6	36.83
29年	44.7	41.3	38.49
30年	46.5	43.0	40.16
31年	48.0	44.5	41.71
32年	49.5	46.0	43.26
33年	51.0	47.5	44.81
34年	51.5	48.0	45.70
35年	52.0	48.5	46.58
36年			46.66

注： は、支給率の上限を表す。

退職手当の調整額区分表

(1) 点数（本則及び経過措置）

区 分		第一号	第二号	第三号	第四号	第五号	第六号	
改正後	本 則	3 5	3 0	2 5	2 0	1 5	1 0	
	経過措置	平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間	2 3 . 8	1 8 . 8	1 3 . 8	9 . 5	6	2 . 5
		平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間	2 7 . 6	2 2 . 6	1 7 . 6	1 3	9	5
		平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間	3 1 . 3	2 6 . 3	2 1 . 3	1 6 ・ 5	1 2	7 . 5
(代表的な役職の例示) 適用区分	行(一)	部長	統括課長・課長	課長補佐	係長	主任	主事	
	行(二)	—	—	—	統括技能長・技能長	技能主任	技能主事	
	医(一)	部長	医長	—	医師(医大卒5年以上)	—	—	
	医(二)	—	統括科長・科長	課長補佐	係長	主任	主事	
	医(三)	—	統括科長・科長	課長補佐	係長	主任	主事	
	教 育	—	統括校長・校長	副校長	主幹教諭	主任教諭	教諭・実習助手・寄宿舎指導員	

【特例措置】

教育職給料表適用者については、「平成20年度以前における2級職期間（教諭については大卒12年以上の期間に限る）」を、「在職1月当たり15点」とする。

ただし平成25年1月1日から平成25年3月31日までの間は「3・8点」、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間は「7・6点」、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は「11・3点」とする。